

○秦野市文化会館条例

昭和54年12月26日

条例第24号

改正 昭和61年10月1日条例第26号

平成17年3月24日条例第8号

平成29年6月28日条例第15号

令和3年3月26日条例第8号

(趣旨)

第1条 この条例は、秦野市文化会館の設置、管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市民の文化の向上及び福祉の増進を図るための施設として秦野市文化会館(以下「文化会館」という。)を秦野市平沢82番地に設置する。

(事業)

第3条 文化会館は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 文化会館施設の利用に関する業務
- (2) 芸術文化を推進する自主的事業
- (3) その他設置目的達成のために必要な事業

(使用の承認)

第4条 文化会館を使用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、文化会館の管理及び運営上必要があると認めるときは、前項の使用の承認に条件を付することができる。

(使用の制限)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、文化会館の使用を承認しない。

- (1) 危険物を使用する催しもので、災害発生のおそれがあると認めるとき。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (3) 文化会館の建物又は付属設備若しくは器具等を損傷するおそれがあると認めるとき。
- (4) 集団的又は常習的に暴力その他不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (5) その他市長が支障があると認めるとき。

(使用料等)

第6条 文化会館の使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、文化会館の附属設備及び貸出物品の利用料は、規則で定める。

(平29条例15・一部改正)

(使用料等の納付)

第7条 文化会館の使用料は、使用の承認と同時に納付しなければならない。ただし、前条第2項に規定する利用料は、規則で定める期限までに納付するものとする。

2 国又は他の地方公共団体その他これに類する団体が使用する場合の使用料及び利用料(以下「使用料等」という。)は、前項の規定にかかわらず、市長が別に納付期限を指定することができる。

(平29条例15・一部改正)

(使用料等の不還付)

第8条 既納の使用料等は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者の責めによらない理由により使用することができなくなったとき。
- (2) 市長が、公益上その他やむを得ない理由により使用の承認を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは変更させたとき。
- (3) 使用者が、使用を開始する前に使用の取り消し、又は変更の申出をし、市長がこれを承認したとき。
- (4) その他市長が相当の理由があると認めるとき。

(平29条例15・一部改正)

(使用料等の減免)

第9条 市長は、規則で定めるところにより使用料等を減額し、又は免除することができる。

(昭61年条例26・平29条例15・全部改正)

(目的外使用、権利譲渡等の禁止)

第10条 使用者は、承認を受けた目的以外に文化会館を使用し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用承認の取消し等)

第11条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは変更させることができる。この場合において、使用者に損害を生ずることがあっても、市はその責任を

負わない。

- (1) 第4条第2項の規定に基づく使用条件に違反したとき。
- (2) 第5条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (3) 第10条の規定に違反したとき。
- (4) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (5) その他市長が特に必要があると認めたとき。

(特別の設備等)

第12条 使用者は、文化会館の使用にあたっては、特別の設備をし、又は既存の設備を変更することはできない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

(原状回復の義務)

第13条 使用者は、文化会館の使用を終了したとき、又は前条ただし書の規定により特別の設備をし、若しくは既存の設備を変更した場合は、使用後直ちに原状に復さなければならない。第11条の規定により使用の承認を取り消され、又は使用を中止された場合も同様とする。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長がこれを執行し、その費用を使用者から徴収する。

(損害賠償)

第14条 使用者は、文化会館の建物又は付属設備若しくは器具等を損傷し、又は滅失した場合は、市長の定めるところにより損害を賠償しなければならない。

(行為の禁止)

第15条 何人も、文化会館(その敷地を含む。)において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 理由なくうろつき、又はたむろすること。
- (2) 使用者、入場者その他の公衆に対し、いいがかりをつけ、すごむ等不安を覚えさせるような言動をすること。

(平17条例8・追加、令3条例8・旧第15条の2繰上)

(中止又は退去命令)

第16条 市長は、前条の規定に違反している者に対しては、その言動を中止すること、又は退去することを命じることができる。

(平17条例8・追加、令3条例8・旧第15条の3繰下)

(行政指導)

第17条 市長は、前条の規定による命令を発する場合において、必要と認めるときは、あらかじめ、命令を受ける者に対して指導、勧告、助言等の行政指導を行うことができる。

2 前項の規定により行政指導を受けた者は、その行政指導を遵守するように努めなければならない。

(平17条例8・追加、令3条例8・旧第15条の4繰下)

(指定管理者による管理)

第18条 市長は、文化会館の管理に関する業務のうち、次に掲げるものを指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせることができる。

- (1) 使用の承認並びに利用に係る料金(以下「利用料金」という。)の收受、減免及び還付に関する業務
- (2) 維持管理に関する業務
- (3) 自主事業に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が承認する業務

2 指定管理者に前項の業務を行わせる場合における第4条、第5条、第7条、第8条、第11条から第14条まで及び第16条の規定に適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第11条中「市」とあるのは「市及び指定管理者」とする。

3 指定管理者に收受させる利用料金の額は、第6条に定める使用料等の額の範囲内において、その指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。

4 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則で定める基準に従い、利用料金を減免し、又は還付する。

(令3条例8・追加・旧第16条繰下・一部改正)

(指定管理者の管理の期間)

第19条 指定管理者が文化会館の管理を行う期間は、指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日(その指定を受けた日が4月1日であるときは、その日)から起算して5年を超えない期間とする。ただし、再指定を妨げない。

(令3条例8・追加・旧第17条繰下)

(指定管理者の指定申請)

第20条 指定管理者としての指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書及び規則で定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(令3条例8・追加・旧第18条繰下)

(指定管理者候補の選定基準及び議会の議決)

第21条 市長は、前条の規定による申請があったときは、申請書に添付された事業計画書その他の書類に基づいて、次に掲げる事項に係る程度をしん酌して指定管理者候補を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定す

る。

- (1) 入館者がより快適に過ごせるための運営上の創意工夫があること。
- (2) 施設の管理を安定して実施することができる物的・人的能力を有していること。
- (3) 施設の効用を最大限に発揮し、管理面での費用対効果を図るものであること。
- (4) 市民の文化の向上及び福祉の増進を図るための自主事業のプランを用意していること。

2 市長は、前項の規定により指定管理者候補を公募により選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、秦野市附属機関の設置等に関する条例(昭和33年秦野市条例第6号)第2条の規定により設置される秦野市指定管理者選定評価委員会(第25条において「委員会」という。)の意見を聴くものとする。

3 市長は、第1項の規定により指定管理者を指定したときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。
(令3条例8・追加・旧第19条繰下・一部改正)

(協定の締結)

第22条 指定管理者となるものは、市長との間で文化会館の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の協定で定める主な事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定期間に関する事項
- (2) 管理業務に関する事項
- (3) 管理業務の報告に関する事項
- (4) 管理費用等財務に関する事項
- (5) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (6) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (7) 管理業務に係る情報公開に関する事項

(令3条例8・追加・旧第20条繰下)

(事業報告書の提出)

第23条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、文化会館について次の事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定の期間が満了したとき又は指定を取り消されたときは、その満了した日又は取り消された日から起算して30日以内にその年度のその日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 利用料金の収入の実績
- (3) 管理に係る経費の収支状況

(令3条例8・追加・旧第21条繰下)

(事業報告の聴取等)

第24条 市長は、文化会館の管理の適正を保持するため、指定管理者に対し、業務及び経理の状況について定期的に、又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(令3条例8・追加・旧第22条繰下)

(管理に係る意見聴取)

第25条 市長は、文化会館を適正に管理するため、委員会に意見を求めることができる。

(令3条例8・追加・旧第23条繰下)

(指定管理者の損害賠償)

第26条 指定管理者は、故意又は過失により文化会館の施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

(令3条例8・追加・旧第24条繰下)

(指定の取消し等)

第27条 市長は、指定管理者が第24条の指示に従わないときその他指定管理者の責めに帰すべき理由により管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じることができる。この場合において、指定管理者に損害を生じさせることがあっても、本市は、その責めを負わない。

(令3条例8・追加・旧第25条繰下・一部改正)

(指定管理者による原状回復)

第28条 指定管理者は、その指定期間が満了したとき又は前条の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(令3条例8・追加・旧第26条繰下)

(委任)

第29条 この条例に定めるもののほか、文化会館の運営等について必要な事項は、規則で定める。

(令3条例8・繰下・旧第27条繰下)

附 則

この条例は、昭和55年11月1日から施行する。ただし、第3条から第11条まで及び第16条の規定は昭和55年5月1日から、第15条の規定は昭和55年8月1日から施行する。

附 則(昭和61年10月1日条例第26号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の秦野市文化会館条例別表の規定は、昭和62年4月1日以後の使用に係る使用料から適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成17年3月24日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年6月28日条例第15号)

この条例は、平成29年10月1日(以下「施行日」という。)から施行し、施行日以後の使用に係る申請から適用する。ただし、施設の窓口又はインターネット若しくは口頭により使用の仮申請を受け付ける施設にあっては、施行日前に仮申請が行われたもの及び施行日において仮申請のための抽選が行われるものについては、適用しない。

附 則(令和3年3月26日条例第8号)

(施行期日)

- 1 この条例中第1条の規定は令和3年4月1日から、第2条及び次項の規定は令和4年4月1日から施行する。
(秦野市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 秦野市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年秦野市条例第30号)の一部を次のように改正する。
第1条中第41号を削り、第42号を第41号とし、第43号から第79号までを1号ずつ繰り上げる。
第2条第1項本文中「前条第1号から第78号まで」を「前条第1号から第77号まで」に改め、同条第2項中「前条第79号」を「前条第78号」に改める。
別表第1秦野市文化会館運営委員会の委員の項を削る。
別表第2区分の欄中「条例第1条第1号から第78号まで」を「条例第1条第1号から第77号まで」に、「条例第1条第79号」を「条例第1条第78号」に改める。

別表(第6条関係)

1 大ホール及び小ホール使用料

(1) 大ホール基本使用料

区分	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
	円	円	円	円	円	円
平日	28,000	50,000	64,000	78,000	114,000	142,000
土曜日・日曜日・祝日	35,000	62,000	80,000	97,000	142,000	177,000

(2) 小ホール基本使用料

区分	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
	円	円	円	円	円	円
平日	8,000	14,000	19,000	22,000	33,000	41,000
土曜日・日曜日・祝日	10,000	18,000	23,000	28,000	41,000	51,000

(3) 加算料

ア 使用者が1,000円を超える入場料その他これに類する料金(以下「入場料等」という。)を徴収する場合は、基本使用料に次に定める率を乗じて得た額を加算する。

- (ア) 入場料等の最高額が1人当たり1,000円を超え2,000円以下の場合……50パーセント
- (イ) 入場料等の最高額が1人当たり2,000円を超え3,000円以下の場合……70パーセント
- (ウ) 入場料等の最高額が1人当たり3,000円を超え5,000円以下の場合……100パーセント
- (エ) 入場料等の最高額が1人当たり5,000円を超える場合……150パーセント

イ 営利を目的とする広告、宣伝その他これに類する催しのために使用する場合は、基本使用料に基本使用料の150パーセントに相当する額を加算する。

(4) 延長等に係る使用料

使用時間の延長又は繰上げの承認を受けて使用する場合は、当該延長又は繰上げに係る使用料(以下「延長等に係る使用料」という。)は、1時間につき、延長しようとするときは延長しようとする時間の直前の使用

区分に係る基本使用料の、繰上げようとするときは繰上げようとする時間の直後の使用区分に係る基本使用料の30パーセントに相当する額とする。この場合において、延長又は繰上げに係る使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げる。

(5) 舞台練習等使用料

舞台練習又は舞台準備のために使用する場合の使用料は、基本使用料の50パーセントに相当する額とする。

(6) 「祝日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう(以下同じ。)

2 展示室基本使用料

区分	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
	円	円	円	円	円	円
平日	2,800	4,200	5,600	7,000	9,800	12,600
土曜日・日曜日・祝日	3,500	4,900	7,000	8,400	11,900	15,400

(1) 加算料

ア 使用者が1,000円を超える入場料等を徴収する場合は、基本使用料に次に定める率を乗じて得た額を加算する。

(ア) 入場料等の最高額が1人当たり1,000円を超え2,000円以下の場合……50パーセント

(イ) 入場料等の最高額が1人当たり2,000円を超え3,000円以下の場合……70パーセント

(ウ) 入場料等の最高額が1人当たり3,000円を超え5,000円以下の場合……100パーセント

(エ) 入場料等の最高額が1人当たり5,000円を超える場合……150パーセント

イ 営利を目的とする商品の展示又は展示販売をする場合は、基本使用料に基本使用料の150パーセントに相当する額を加算する。

(2) 延長等に係る使用料

延長等に係る使用料は、大ホール及び小ホールの延長等に係る使用料の例による。

(3) 展示室を分割して使用する場合の使用料は、当該使用場所の面積が50パーセント以下の場合には、基本使用料の50パーセントに相当する額とする。

3 会議室等基本使用料

区分	基本使用料 (30分につき)	区分	基本使用料 (30分につき)
第1会議室	円 300	第1練習室	円 250
第2会議室	150	第2練習室	150
第3会議室	300	第3練習室	200
和室	250		

(1) 加算料

第1会議室に限り展示室と併用して使用する場合は、展示室に係る加算料の規定を適用する。

4 楽屋等基本使用料

区分	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
	円	円	円	円	円	円
大ホール	楽屋No. 1	800	800	800	1,600	2,400
	楽屋No. 2(和室)	800	800	800	1,600	2,400
	楽屋No. 3	300	300	300	600	900
	楽屋No. 4	300	300	300	600	900
	楽屋No. 5(和室)	300	300	300	600	900
	シャワー室	800	800	800	1,600	2,400
小ホール	楽屋No. 1(和室)	300	300	300	600	900
	楽屋No. 2(和室)	300	300	300	600	900

	楽屋No. 3	300	300	300	600	600	900
	シャワー室	300	300	300	600	600	900
	リハーサル室	1,700	1,700	1,700	3,400	3,400	5,100
	主催者事務室	100	100	100	200	200	300

(1) 延長等に係る使用料

延長等に係る使用料は、大ホール及び小ホールの延長等に係る使用料の例による。

(昭61条例26・全部改正、平29条例15・一部改正)